

米国大統領府科学技術計画局 (OSTP) の新宇宙政策について U.S. National Space Policy

平成18年10月25日
研究開発局参事官付

1. 概要

2006年10月6日、米国大統領府科学技術政策局 (OSTP: Office of Science and Technology Policy) は、8月31日付でブッシュ大統領が承認した米国国家宇宙政策 (U.S. National Space Policy) を発表した。

2. 位置付け

- 本政策は、米国の宇宙活動の実施を管理する包括的な国家政策
- 大統領令 (Presidential Directive) に相当。法的・予算要求その他の拘束力は持たない。
- 本政策文書は、クリントン大統領が発表した国家宇宙政策 (1996年9月、NSC-49/NSTC-8) に置き換わるものであり、ブッシュ政権以降も次の宇宙政策が策定されるまでは有効。
- 過去の米国大統領が発表した国家宇宙政策は、以下の通り。
 - 1960年1月26日 アイゼンハワー U.S. Policy on outer Space
 - 1961年5月25日 ケネディ Urgent National Policy (議会演説)
 - 1978年5月11日 カーター U.S. National Space Policy (以下同じ)

- 1982年7月4日 レーガン
- 1988年2月11日 レーガン
- 1989年11月16日 ブッシュ
- 1996年9月19日 クリントン

- 近年米国では、商業リモセン(2003年)、航行測位(2004年)、商業宇宙輸送(同年)、宇宙探査(2006年)の各分野に関して政策文書(大統領令に相当)が発表されてきたが、宇宙活動を包括する政策文書の発表は、上記の国家宇宙政策以来。
- 予算や具体的プロジェクトには言及していない¹⁾が、国防総省、国土安全保障省、国務省、航空宇宙局、海洋大気局等関係各省の他、予算管理局等、大統領府関係機関の合意の下、大統領が承認したもの。今後の各省の具体的政策立案の基本指針となり、新たな政策立案において本政策が言及されることになると思われる。
- 本政策では、基本原則、目標、一般指針の他、国家安全保障、国の宇宙活動、商業的活動、国際協力、宇宙原子力、周波数・干渉保護、宇宙デブリ、輸出政策、機密指定と幅広い内容となっている。

3. 1996年版との比較

本政策は多少1996年版と構成の違いはあるものの、内容に大きな変化は無く、近年の商業リモセン、航行測位、商業宇宙輸送、宇宙探査の個別政策等取りまとめた上、安全保障に関する部分の追加等がなされたものといえる。

(1) 宇宙活動の位置付けの明確化

- 「米国の国益(国家安全保障、外交政策)のための宇宙能

¹⁾ 予算やプロジェクト名は、計画には必須であるが、政策には必須でない。ただし、書いてはならない事ではない。

力確保」との位置付けが3章・目的の(1)に明記され、また、宇宙活動の実施は「国家の最優先事項」と2章・原則の前文に明記され、高く位置付けられている。

(2) 安全保障目的の重視・記述の充実化

- 1996年版、2006年版共に、国の活動指針/国家安全保障指針/商業宇宙活動指針が大きく取り上げられており、2006年版ではさらに、国家安全保障の指針が最上位に記述されるなど、重視されている。また、「国家・国土安全保障のため」という文言が約20回と多用されている。
- 米国を巡る安全保障環境の変化を受け、新たに以下の記述が追加。
 - 米国の宇宙での権利、能力、活動の自由の保持、干渉への対応 (2章(5))
 - 米国の宇宙活動や利用制限につながる法的枠組整備への反対 (2章(6))
 - 米国の宇宙における主導的地位の強化、宇宙利用能力の保証 (3章(1))
 - 防衛、諜報活動の転換を支援する宇宙能力の開発・配備 (5章(3))
 - 宇宙の利用能力や要求等に対する、状況認識に関する責任保持 (5章(10))

(3) 国の(非軍事)宇宙活動の記述の変化

- 宇宙輸送・地球観測等の個別分野に関する項目立てが無くなり、全体の記述量も減少。前回版で含まれていたISS、シャトル関連の記述は削除。
- 新たに以下の記述が追加。
 - 有人・ロボティクス宇宙探査計画の実施 (3章(3)、6章前文)

- 災害時の警戒・モニタリング等のための政府及び商業用宇宙能力の活用 (6章末)

- 地球観測分野の各種計画策定等において国際的に主導的役割を担うこと (6章末)

- 前回版で含まれていた、国家極軌道開発システム開発に関する記述は残存。 (6章(1))

(4) 商業宇宙活動の記述の変化

- 前回版で含まれていた、商業打上げサービスの国際的な自由競争市場への移行、衛星通信政策の国際的な競争環境への対応に関する記述が削除。
- 新たに、商業宇宙活動のライセンスの迅速化に関する記述が追加。 (7章(6))

(5) 国際協力の想定分野を明記

- 新たに、国際協力の想定分野(宇宙探査、偵察情報の提供、地球観測システムの開発・運用の3点)について記述。 (8章)

(6) 一般的指針の追加

- 新たに、宇宙分野の専門化育成、国内の関係機関間のパートナーシップの重要性について記述。 (4章(1)(3))

(7) その他

文章量は1996年版の単語数4557語に対し、2006年版は3616語と少なくなっている。これはISSやシャトルに関する記述がなくなったことと、全体に箇条書きが増えたことによるものと考えられる。

4. 要約

(1) 背景

- 21世紀、宇宙を有効活用する者は、繁栄と安全を獲得し大

きな優位性を得る。

- 米国にとって海空軍力と同様に、宇宙活動は重要
- 知識拡大、発見、経済繁栄、安全保障に宇宙活動は重要

(2) 基本原則

米国の宇宙活動の実施は国家の最優先事項であり、以下の原則による。

- 平和目的・人類の利益のための国家による宇宙探査・利用を実施し、「平和目的」は米国の国益に沿う諜報活動や防衛活動を認める
- 宇宙空間、天体等に関する他の国家のいかなる主権の主張も認めない
- 平和目的での宇宙空間利用に関する国際協力を模索
- 国家の宇宙システムは、自律的な航行・運用を可能とする国家財産とみなす
- 宇宙能力は、米国の国家利益に不可欠
- 米国の宇宙利用へのアクセスの障害を含む法的枠組み策定には反対
- 米国の商業宇宙部門の発展を促進

(3) 目標

- 国家国土安全保障、外交目的のため、宇宙での主導的地位と能力を維持強化する。
- 国益保護のため、自由な宇宙利用を確保する
- 太陽系での人類活動拡大に向け、革新的な有人・ロボット探査計画を実施
- 国の宇宙探査、科学的発見、環境活動による利益拡大
- 国際競争力のある国内商業宇宙部門育成
- ロバストな科学技術基盤を形成
- 国家・国土安全保障や外交政策上の目的を遂行するため、

互恵的かつ平和目的での宇宙探査・利用に関する国際協力を促進

(4) 一般的指針

- 宇宙分野の専門家育成
- 宇宙システムの開発・調達能力の向上
- 機関間パートナーシップの向上、強化
- 米国の宇宙関連の科学、技術、産業上の基礎を維持・強化

(5) 国家安全保障宇宙活動に関する指針

- 米国国家安全保障は宇宙での能力に大きく依存し、さらに高まる。国防長官及び国家情報長官は以下を実施。
 - － 平時から戦時の各状況に応じた、防衛、諜報、運用に関する要求事項の遂行
 - － 防衛、諜報活動に関する柔軟な展開を支援する宇宙能力の開発、配備
 - － 軍の運用、宇宙能力の活用に寄与する計画、予算要求、協定、戦略等の策定
- 国防長官は以下を実施する。
 - － 宇宙能力の維持
 - － 諜報活動に関する要求事項の策定
 - － 高信頼・適時迅速・現実的費用での宇宙への運行の防衛、諜報機関への提供
 - － 米国の宇宙での自由な活動を保証し、敵対者の活動を阻止する能力の開発。
 - － 宇宙の状況認識 (space situational awareness) に関する責任の保持
 - － 宇宙関連の防衛機密情報を保護するための政策・手続きの策定、実施
- 国家情報長官は、本政策の目標達成のため以下を実施する。

- 国家諜報活動に関する目的、要求事項、優先事項、指針の策定
 - 適時迅速な情報・データ支援による、外交、防衛、経済政策等の支援
 - 軍事計画の支援、要求事項の遂行
 - 宇宙の状況認識を支援するための情報収集、宇宙能力分析
 - 外国の宇宙活動に関する情報収集、分析
 - 他の政府部門が実施する周波数調査に関する調査、検討
- (6) 国の（非軍事）宇宙活動に関する指針
- NASAは、地球・太陽・宇宙システムに関する科学的知識の増進のため、持続的で現実的費用での有人・ロボティクス宇宙探査計画を遂行する。
 - 商務長官は、国のリモセンシステムや調達管理に関して以下の責任を負う。
 - NOAAを通じて、米空軍長官、NASA長官、国防長官との協力により、軍民両用の極軌道の環境監視システムの統合を継続
 - NOAAを通じて、NASAの支援により国の静止環境衛星計画を継続
 - NOAA・NASA 長官を通じて、国の宇宙分野の調達過程・能力の重複の排除
 - 内務長官は、米国地質調査所長官を通じて、土地被覆データの収集・加工・米国政府等に対する配布等を実施する。
 - 科学的理解増進及び地球観測の発展のため、地球システムの研究、新たな宇宙関連能力の開発を実施する。
 - 災害時の警戒、モニタリング、事後対応に資するため、政府及び商業用の宇宙関連能力を活用する。さらに、統合された全球規模の地球観測システムとの調整に関する長期計画策

定、政府の環境データアクセス促進に関する国際的な政策策定のため、国際的に主導的な役割を担う。

(7) 商業宇宙活動に関する指針

政府は、米国の商業宇宙能力の使用を促進するため、以下を実施する。

- 米国の商業宇宙能力・サービスを最大限に活用、購入、必要に応じ改修
- 国益に適う商業システム等が無い場合、その開発
- 米国政府の宇宙システム開発への、米国民間セクターの参加促進
- 米国の商業宇宙活動の阻害・競合等をもたらす活動の自粛
- 民間が米国政府の宇宙活動、技術等を最大限に有償で使用できることの保証
- 商業宇宙活動の許認可の迅速化、政府による補助金回避の促進

(8) 国際宇宙協力

政府は、国家・国土安全保障や外交政策上の目的を遂行するため、互恵的かつ平和目的での宇宙探査・利用に関する他国・他機関との国際協力を促進する。協力可能な分野は以下を含む。

- 宇宙探査
- 安全保障上の要求、米国の国家安全保障、外交政策上の利益に従った偵察情報の提供
- 地球観測システムの開発・運用

(9) 宇宙原子力

米国は、宇宙探査・運用能力を安全に達成し、また大幅に向上させる分野において宇宙原子力システムを開発する。（許認可、安全責任について記述）

- (10) 周波数帯・軌道割当て管理・有害な干渉からの保護
政府は、国家・国土安全保障、国家（非軍事）、科学、商業目的の宇宙の使用における信頼性を高め、周波数帯等や軌道割当ての使用を保証するために、以下を実施する。
- 有害な妨害をうけず、政府の利益を妨げない、米国の国家・国土安全保障、国の、商業宇宙機能、および外国の宇宙機能の最大限の確保。
 - 現状の商業活動の規定や、米国国内規定に基づいた、周波数大域の規定整備にむけた努力。
- (11) 宇宙デブリ
米国は、次世代の宇宙環境を保護するため、宇宙デブリの発生を最小限とするよう努力し、国際協力を先導する。
- (12) 効果的な輸出政策
世界の市場における宇宙関連の輸出の現状は概ね問題ない。先端的な要素を含む輸出は、個々の状況に応じて限定的に許可される。
- (13) 宇宙関連の安全保障の機密指定
諜報活動関連、防衛関連の宇宙活動の設計、開発、調達、運用、製品は、必要に応じて機微な技術、資源、手法、運用を保護するために指定を受ける。
(機密指定外を列挙)

* 参考

96年版の宇宙政策の構成

序文

民間宇宙指針

国家安全保障宇宙指針

商業宇宙指針

部門間指針

(1) 国際協力

(2) 宇宙輸送

(3) 地球観測

(4) 核不拡散、輸出規制、技術移転

(5) 武器規制

(6) 宇宙原子力

(7) 宇宙デブリ

(8) 政府施設利用価格設定

以上

参考
2006年10月23日

U.S. National Space Policy 米国国家宇宙政策（仮訳）

1. 背景
2. 原則
3. 米国宇宙政策の目標
4. 一般指針
5. 国家安全保障指針
6. 国の宇宙活動指針
7. 商業用宇宙指針
8. 国際宇宙協力
9. 宇宙原子力
10. 周波数帯、軌道管理、有害な干渉からの保護
11. 宇宙デブリ
12. 効果的輸出政策
13. 宇宙に関する安全保障の機密指定

米国大統領は、米国の宇宙活動の政策方針を包括的に規定する、新たな国家宇宙政策を2006年8月31日に認定した。これは1996年9月14付の宇宙政策、大統領指令（decision directive）NSC-49/NSTC-8に置き換わるものである。

1. 背景

米国はこの50年間、宇宙探査や宇宙利用において世界を先導し、国家（非軍事）利用、商業利用、安全保障の基盤整備を行ってきた。宇宙活動は、米国および世界的な生活改善、安全保障の向上、環境・生活の保護、情報流通の高速化、経済発展の推進、宇宙的世界観による人々の視野の革命的变化等をもたらして来た。宇宙では多くの国家や企業連合、企業、企業家による活動が広がっている。

この新世紀において、宇宙を効果的に活用する者は、繁栄や、安全を獲得し、活用しない者に比して大きな優位性を得る。米国にとって、空軍力や海軍力と同様に、宇宙での活動の自由の維持は重要である。知識の拡大、発見、経済繁栄、安全保障強化に向け、米国は強力で安定し、効果的、効率的な宇宙での能力を保持しなければならない。

2. 原則

米国の宇宙計画や活動の実施は最優先事項であり、以下の原則による。

- (1) 米国は、平和目的や全人類の利益につながる、あらゆる国の宇宙探査、利用に取り組むことを確約する。この原則に基づき、「平和目的」は、米国の国益に沿った国防や諜報活動を容認する。
- (2) 米国は、宇宙や天体、天体の一部に対する、いかなる国からの主権の要求も拒絶する。また、宇宙からのデータ収集・運用に関する米国の基本的権利へのいかなる制限も拒絶する。
- (3) 米国は、宇宙の便益を拡大し、宇宙探査を進め、世界の自由を広げ守る、宇宙の平和利用に関する外国との協力を模索してゆく。
- (4) 米国は、宇宙システムを宇宙において干渉されることなく

通行し活動する権利を持つことであると考え。この原則にも基づき、米国は、米国の宇宙システムに対する意図的干渉を、米国の権利に対する侵害とみなす。

- (5) 米国は、国益にとって重要な、地上および宇宙の各部署や、支援関係機関含む宇宙での能力を重視する。この原則に基づき、米国は 宇宙における権利と能力と活動の自由を保持し、これらの権利やその開発能力を阻害する活動を静止し、干渉に対応し、米国の国益に敵対して宇宙での能力を駆使する者を、必要に応じて拒絶する、
- (6) 米国は、米国の宇宙活動や利用を制限しようとする、新たな法的枠組みや規制の整備には反対する。軍備制限協定や規制の提案は、米国の国益のための、宇宙における研究開発、試験、活動、その他の活動等の米国の権利を損なってはならない。また、
- (7) 米国は、米国の商用宇宙部門の成長と企業活動を、促進し奨励することを確約する。最終的に米国政府は、現実的かつ米国の国家安全保障に合致する範囲内で、米国の商用の宇宙機能を最大限活用する。

3. 米国宇宙政策の目的

本政策の根本的な目的を以下に示す

- (1) 米国のさらなる国家及び国土安全保障と、外交政策目的を満たすため、国家の宇宙における主導的地位を強化し、適時、宇宙を利用できる能力を保証する。
- (2) 米国の国益を保護するために、宇宙での活動が妨害されないことを保証する。
- (3) 太陽系での人類の活動範囲の拡張を目的とした、革新的な有人とロボットによる宇宙探査計画を継続的に運用する。

- (4) 国家（非軍事）探査や、科学的発見、環境活動の利益を拡大してゆく。
- (5) 革新の推進と、米国の主導的地位の強化、および、国家、国土、経済の安全保障のための、躍動的で国際競争力を持つ国内の商用宇宙部門を形成する。
- (6) 国家、国土安全保障と国家（非軍事）宇宙活動を支援する、安定した科学技術の基盤を形成する。また、
- (7) 諸外国や宇宙活動における連合体との間で、国家、国土安全保障の進展と外交政策目的に向けた、相互利益やさらなる平和的な宇宙の探査や利用に関する国際協力を奨励する。

4. 一般指針

本政策の目的達成のため米国政府は次のことを行う。

- (1) 宇宙専門家の育成
米国の宇宙能力の未来において、宇宙に関する科学、工学、獲得、運用能力分野の優位性の確保は不可欠である。宇宙に関する活動を扱う省庁は、高い能力と経験、意欲を備えた宇宙の専門家を自らの要員として、維持し、育成する標準を作成し、運用する活動をおこなわなければならない。
- (2) 宇宙システムの開発と調達の改善
米国の宇宙システムは、国家（非軍事）、商用、国家安全保障の幅広い分野にわたって、重要な機能を提供している。宇宙システムの開発と調達の最初の目標は、任務の達成でなければならない。この目標の達成は、効果的な研究、開発、獲得、管理、実行、監督、運用に依存している。
最終的に、各省庁は 妥当で安定した要求事項と運用概念に対する共通理解の創出を含むが、それだけに囚われることなく、任務遂行を実現する環境を用意しなければならない。

それは次のものを含む。システム安全を含む、明確な識別と管理するリスク。現実的で安定した予算を設定と維持。必要なタイミングでの、予算に見合った宇宙機能の提供。道具と責任感と柔軟な予算と目的達成のための権威を備えた獲得管理者の提供。

(3) 省庁間連携の向上と強化

21世紀の挑戦には、焦点を絞り、専心的に統一された努力が必要となる。省庁間連携は、望み通りの効果や機能、戦略を識別する機会を提供する。各省庁は、協力、情報共有、調整、統合を行っているか否かにかかわらず、活発な連携の機会を活用しなければならない。

(4) 米国の宇宙関連科学、工学、産業基盤の強化と維持

強く安定した科学、技術、産業基盤は、米国の宇宙機能に非常に重要である。各省庁は次のことを行わなければならない。宇宙科学における新たな発見と、新たな応用技術を促進しなければならない。将来の宇宙システムのために、高いリスクと利益に対する意欲と柔軟な宇宙能力を持ち、新たに改良された能力を達成しなければならない。さらに、各省庁は次のことを行わなければならない。能力を高め、費用を低減する基礎と応用研究を実施。懸賞競争を活用した革新的な商用宇宙領域の促進。宇宙関連産業に対する重要な政府機能による支援の提供の保証。

5. 国家安全保障指針

米国の国家安全保障は宇宙での能力に大きく依存し、さらにその依存度は高まる傾向にある。国防長官と国家情報長官は、國務長官やその他省庁の長との必要な協議を経て、1947年の国家安全保障法の改定版、合衆国法典タイトル10、タイトル50、国家安全

保障情報改革法2004、その他の関連する法律に従って以下のことを実施する。

- (1) 政策策的機能の遂行において、大統領及び副大統領等を支援。国家・国土安全保障上級部署、外交方針策定者、その他適当な連邦政府当局、永続的な憲法上の政府の活動と基幹施設。
- (2) 平時、危機、その他紛争のあらゆる段階における、防衛、諜報活動、オペレーションに関する要求事項の支援、遂行。
- (3) 米国の優位性を維持し、防衛、諜報活動に関する転換 transformation を支援する宇宙能力の開発、配備。
- (4) 国家・国土安全保障を支援する宇宙能力を最適化し、実戦的な軍の構成をもたらすのに適切な計画の運用、計画作成、予算措置、組織編制、戦略策定。

国防長官は、本政策の目標達成のため以下を実施しなければならない。

- (5) 宇宙支援、軍事力 force の拡大、宇宙空間の制御、軍事任務の実施能力の維持。
- (6) 戦術的、実用的、また国家レベルの機密情報収集能力に見合う、特定の諜報活要求事項の策定。
- (7) 国家安全保障のための、信頼性が高く、現実的な費用で、迅速な宇宙へのアクセス手段の、国防と諜報組織に対する提供。
- (8) 多重統合ミサイル防御と同様に、継続的、世界規模の戦略的、戦術的な警告を支援する宇宙能力の提供。
- (9) 宇宙での自由な活動を保証するとともに、もし指揮を受ければ、敵対者にはそうした自由な活動を許さない、能力、計

画、選択肢の開発。

- (10) 宇宙の状況認識 (space situational awareness) に関する責任の保持。この能力において、国防長官は、国家情報長官に対する宇宙の状況認識の要求、および米国政府の宇宙の状況認識を支援しなければならない。国家・国土安全保障目的に活用される、米国の商業宇宙利用能力、サービスの状況や、特に有人飛行活動等の国家(非軍事)の宇宙活動・運用能力、またそれに見合う適切な、商業利用や外国の宇宙事業体に対する状況認識が重要である。
- (11) 宇宙に関連した国防活動の機密解除、広報や制御といった、機密情報保護の運用方針や取り扱い手順の整備。

国家情報長官は、本政策の目標達成のため以下を実施しなければならない。

- (12) 迅速で効果的な国家情報の収集、処理、分析、配布に向けた、諜報活動に対する活動目的、要求事項、優先事項、指針の策定。
- (13) 外務、防衛、経済政策に対する、適時迅速な情報やデータ支援の確立。外交活動。指針の提示・警告、危機管理。条約遵守、検査。民間、国土安全保障、法施行の活用者の割り当て。こうした機能に関する、研究開発の実施等を対象とする。
- (14) 軍事計画の支援、主要諜報任務としての作戦要求への対応。
- (15) 宇宙の状況認識を支援するための情報収集、宇宙能力分析。米国政府。国家・国土安全保障目的に資する米国商業宇宙能力とサービス。国家(非軍事)宇宙能力と運用、特に有人宇宙飛行活動。適切な商用および海外の宇宙事業体等を対象とする。
- (16) 国家・国土安全保障に資する情報やデータを、適宜迅速に

提供する、海外の宇宙活動に関するロバストな情報収集、分析能力の整備。

- (17) 米国政府の省庁による、宇宙での無線周波数の様々な調査および検討の、必要に応じた調整。および、州、地方政府や民間等による調査の承認。
- (18) 以下に関する方針と手続きの整備と実施。宇宙に関する諜報活動の詳細内容と収集された情報の分類。機密活動の保護。責任者が保護が不要になったと判断した場合の機密解除と情報開示。

6. 国家の宇宙活動指針

米国は国家(非軍事)探査や科学調査、および環境監視活動の利益を増やしていくべきである。そのためにNASA長官は、有人とロボットによる持続的で、予算上現実的な宇宙探査計画を実施し、地球、太陽、宇宙システムに関する基礎的な科学知識の増進のため、国家(非軍事)宇宙システムの開発、調達、利用を行う。

商務長官は米国大洋大気庁(NOAA)長官を通じて、NASA長官と調整しながら、国家(非軍事)の宇宙を基盤とした環境リモセンシステム及び、要求、調達過程の統合管理について以下の責任を負う。

- (1) 商務長官はNOAAを通じて、米空軍長官・NASA長官を通じた国防長官との協力により、現行の政策決定に従い、軍民両用の極軌道の環境監視システムの統合を継続する。
- (2) 商務長官はNOAAを通じて、NASAの支援により国家(非軍事)静止環境衛星プログラムを継続する。
- (3) 商務長官はNOAA・NASA長官を通じて、国家(非軍事)宇宙分野の調達過程・能力が重複しないよう最大限に保証する。

内務長官は、米国地質調査所の長官を通じて、土地被覆データの収集、管理、加工、米国政府等利用者に対する配布を行い、土地被覆データ運用に対する要求事項を決定する。

米国は、科学的理解増進及び宇宙を基盤として国家（非軍事）地球観測の発展のため、宇宙からの地球システムの研究、新たな宇宙関連能力の開発を実施する。特に、

- (4) NASA長官は、宇宙からの地球観測による科学的知識の増進や、技術を可能にする開発と配置を進める研究計画を実施しなければならない。
- (5) 商務長官と、NASA長官及び、その他の適切な省庁は、長期運用上の要求に対する支援として、長期運用能力に対応した、研究開発の熟成に注力しなければならない。

米国は、災害時の警戒、モニタリング、事後対応に資するため、政府及び商業用の宇宙関連能力を活用する。さらに、統合された全球規模の地球観測システムの調整に関する長期計画の策定と、政府の環境データの利用促進に関する国際的な政策策定のため、国際的に主導的な役割を担う。

7. 商業用宇宙指針

米国は、地球周囲に対する米国の商業宇宙能力を育成し、その活用を促進することに関心を持っている。そのために各省庁は以下を実施する。

- (1) 米国の商業宇宙能力・サービスを最大限に活用し、政府要求に応じて市場から調達可能なものを購入し、費用的に効果的であれば改修する。
- (2) 国益に対して、機能的、費用的に適した商用システムが国内外に無い場合、当該システムを開発する。
- (3) 米国政府の宇宙システム、設備の設計・開発への、米国民

間セクターの参加の継続と促進。

- (4) 国家安全保障や公共の安全に抵触しない範囲での、米国の商業宇宙活動の阻害・競合等をもたらす活動の自粛。
- (5) 民間が、米国政府の宇宙活動、技術、設備等を、国家安全保障に沿う範囲で、最大限有償で使用できることの保証。
- (6) 他の商務省や運輸省の関連機関や、連邦通信委員会等の規制に沿う範囲での、商業宇宙活動のライセンスの迅速化、連邦政府の補助金利用回避の促進。

8. 国際宇宙協力

米国政府は、国家安全保障に適い、また、国土安全保障や外交政策上の目的を遂行するため、互恵的かつ平和目的での宇宙探査・利用に関する他国・他機関との国際協力を促進する。

国際協力可能な分野は以下を含む。

- (1) 宇宙探査。
- (2) 米国の国家安全保障上の要求、および外交政策上の国益に沿った、宇宙からの偵察情報の提供。
- (3) 地球観測システムの開発・運用。

国務長官は、適切な他省庁の長との調整を経て、友好国と同盟国による米国宇宙能力とシステムの活用の奨励と、米国国家宇宙政策と計画への理解と支援を得るため、適切な外交や様々な交流活動努力を行う。

9. 宇宙原子力

米国は、宇宙探査・運用能力を安全に達成し、また大幅に向上させる分野において宇宙原子力システムを開発利用する。宇宙原子力システムの利用は米国の国家・国土安全保障と外交政策上の利益に沿い、潜在的危険を考慮しなければならない。この観点よ

り、

- (1) 米国政府、非政府をとわず、臨界の可能性や一定の閾値を超えた放射線量をもつ原子力を利用した宇宙船の打上げや利用には、既存の省庁間の検査手順に従い、大統領および大統領の指名した人の承認が必要である。
- (2) このために、エネルギー長官は、打上げと宇宙での運用に伴う安全性を評価する、特別な省庁間原子力安全検査委員会による原子力安全解析評価を実施し、宇宙航行を認可する運輸長官を支援し、宇宙での運用が安全評価結果に従っていることを担保する原子力安全監視の実施を準備する。また米国政府の宇宙システムで利用する原子力システムを開発、設置するための設備と能力を準備する。また、
- (3) 政府の宇宙船において、担当省庁の長は、打上げの許可を要求するとともに、宇宙における宇宙船運用の安全責任を負う。
- (4) 原子力を利用する非政府宇宙船の打上げと使用において、運用者は原子力設備を含め、宇宙での宇宙船運用の安全に責任を負うことが期待される。そのために
- (5) 米国政府は、宇宙原子力システムを使用する非政府任務の検査手順を開発し、エントリーのポイントを指定しなければならない。
- (6) 運輸長官は、上述の要件を条件として、最大搭載量の決定を含め、植物質を含む米国の商用ロケット打上げの認可権を持つ。
- (7) 原子力規制委員会は、エネルギー省所管以外の核物質と利用設備を含む打上げに先立つ、許可を行うであろう。
- (8) 米国政府は 安全解析、評価、および法定の範囲ですべて米国政府機関に入金される、有償の原子力安全監視を行う。

また、

- (9) エネルギー長官は、宇宙に関する原子力活動の機密解除、普及、管理に関する機密情報を保護する方針と手続きを確立し実施しなければならない。
10. 電波周波数帯、軌道管理及び、有害な干渉からの保護
- 米国政府は、国家・国土安全保障、国家（非軍事）、科学、商業目的の宇宙利用に重要な、電波周波数帯や軌道割当ての信頼性を高め、使用を保証するために、以下を実施する。
- (1) 米国政府と商業利用者により必要とされている、宇宙利用に必要な、電波周波数帯と軌道割当ての世界的な確保と維持。
 - (2) 新たな宇宙での能力獲得に不可欠な、電波周波数帯と軌道割当て要求の明確な実行。
 - (3) 有害な妨害に影響されない米国政府の利益に資する便宜等の現状に従った、米国の国家・国土安全保障、国家（非軍事）、商業宇宙機能、および外国の宇宙機能の最大限の確保。
 - (4) 衛星サービスの割当て状態や、商業活動で活用される規定、商業衛星にも利用され、米国政府が所有、運用する地上局にも適用される米国国内規定に基づいた、周波数帯域の規定にむけた努力。
11. 宇宙デブリ
- 宇宙デブリは、信頼性が高く継続的な宇宙を基盤としたサービスや、我々自身および、宇宙と地上の我々の財産の安全を脅かす。米国は、次世代の宇宙環境を保護するため、政府、非政府の宇宙活動を通じて、宇宙デブリの発生を最小限とするよう努力する
- (1) 各省庁は、宇宙船の調達や運用、打上げ業務、宇宙での試験や実験運用において、要求事項、費用対効果を考慮した上

で、さらに米国政府の「Orbital Debris Mitigation Standard Practice：宇宙デブリ削減標準活動」を継続しなければならない。

- (2) 商務長官、運輸長官は連邦通信委員会委員長と調整の上、それぞれの認可手続きを通じて、宇宙デブリ問題解決の努力を継続しなければならない。
- (3) 米国は、諸外国と国際機関がデブリ削減の方針を採用し実行することを奨励するよう、国際議論の中で指導力を発揮し、また改善されたデブリ削減活動とデブリ研究における情報交換協力に努めなければならない。

12. 効果的輸出政策

世界の市場において現在行われている、または計画されている宇宙関連の輸出は概して問題ない。機微または先端的な技術データ、システム、技術、コンポーネントは、限定的にのみ、個々の状況に応じて許可される。これらは、システム工学、システム統合能力、技能、や、現在あるいは極近い将来に外国で達成されるものよりも明らかに優れた能力を持つ技術や部品を含んでいる。

13. 宇宙に関する安全保障の分類指定

諜報活動関連、防衛関連の宇宙活動の設計、開発、調達、運用、製品は、必要に応じて機密の技術、源泉、手法、運用を保護するために、E.O.12958、E.O.12951、その他の適当な最新の法律、規則に従い、機密指定を受ける。

- (1) 国防長官と国家情報長官は、この方針で概略が示される各責任に関した、活動と情報を保護し、配布し、適切に機密、機密解除する方針と手続きを作成し、実施しなければならない。彼等は各々の機密指定指針を調整しなければならない。

以下の事実は機密指定外である。

- (2) 米国政府は無線情報収集 計測・痕跡情報収集などの近未来の能力を含む、衛星写真偵察を行う。
- (3) 米国政府は衛星写真偵察を行っている。
- (4) 武器規制協定の遵守状況の監視、地図上の表示、図表化、防衛や他の地図化に関する活動を支援するための測地データ収集し、科学的データ、環境に関するデータ、自然災害、人為的災害、これらのデータを連邦政府機関に提供することができる。
- (5) 軍事行動の指示、警告、計画、実施のための情報提供。
- (6) 国土安全保障およびそれ以外の目的にもよる、米国本土および、適切な法に基づくその属領の撮影。

出展：US Office of Science and Technology Policy

<http://www.ostp.gov/html/US%20National%20Space%20Policy.pdf>

(White House News 2006年10月6日 機密指定外)